

2015年6月5日
於、海事センタービル会議室

2015年度 第19回 時局セミナー

「行政手続番号法(マイナンバー法)での企業の対応」

マイナンバー法における プライバシー保護の制度とその背景

関西大学社会安全学部・大学院社会安全研究科

教授・博士(法学) 高野 一彦

番号法の成立までの経緯1

1980年3月 所得税法改正 → グリーン・カード制度



1983年 反対論多く実施延期 → 1985年に廃止

1999年 住民基本台帳法の改正
住基ネット導入 → 違憲訴訟が相次ぐ



2008年 住基ネット事件最高裁判決(最判平20年3月6日)
合憲のための要件

- ①何人も個人に関する情報を開示されない自由
- ②個人情報を一元管理する機関の不存在
- ③法令等に基づく正当目的の範囲内での管理・利用
- ④システム上の情報漏洩の具体的な危険がないこと
- ⑤目的外利用・漏洩等への懲戒処分又は罰則
- ⑥第三者機関等の設置

番号法の成立までの経緯2

- 2009年12月21日 「平成22年度税制改正大綱」の閣議決定
(民主党政権)において番号制度の言及
- 2011年1月31日 「社会保障・税に関わる番号制度についての
の基本方針」を決定
- 2011年4月28日 「社会保障・税番号要綱」
※第三者機関は、「三条委員会等の設置形態を検討」と記載
- 2011年6月30日 「社会保障・税番号大綱」→ブリコメの募集
※「三条委員会等の設置形態」の記載が削除されている
- 2012年2月14日 番号法案および関係法律の整備等法案を
閣議決定し国会に提出したが成立せず廃案

「マイナンバー」という呼称

2011年に番号の名称を公募し、約800件の応募があった。最終的には「マイナンバー」が選ばれた。

その後、各都道府県で、内閣官房主催「マイナンバーシンポジウム」を開催し、制度の理解促進を図った。

番号法の成立までの経緯3

2012年2月14日 番号法案および関係法律の整備等法案を
閣議決定し国会に提出したが成立せず廃案

国会に提出された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」は、「マイナンバー法案」と呼ばれていた。

2012年11月16日 衆議院議員選挙 → 民主党から自民党へ

自民党政権下では「マイナンバー」ということばは使われなくなり、「番号法」、「行政手続番号法」などと呼ばれている。

2013年3月1日 番号法案および関係法律の整備等法案を
閣議決定し、第183回通常国会へ提出

2013年5月24日 番号法 参院で可決、成立

2014年1月7日 特定個人情報保護委員会
(堀部政男委員長)スタート

番号法における個人情報保護に関する議論

2011年1月24日、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会第3回会合で「個人情報保護ワーキンググループ及び情報連携基盤技術ワーキンググループの開催について」が決定。

検討内容は、社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度における個人情報保護の仕組みに関する事項。両WGは、峰崎直樹内閣官房参与が主宰して開催

第1回 2011年2月7日(月)～第7回2012年3月21日(水)まで7回のWGを開催

委員は、堀部政男(委員長)、石井夏生利(筑波大)、宇賀克也(東京大)、大谷和子(日本総研)、小向太郎(情総研)、新保史生(慶応大)、長谷部恭男(東京大)、樋口範雄(東京大)、藤原静雄(中央大)、三宅弘(弁護士)、森田朗(学習院大)



2011年6月23日、「個人情報保護ワーキンググループ報告書」を公表

個人情報保護ワーキンググループ報告書(2011年6月23日)

1. 基本的な考え方

- ・番号法は、①現行の個人情報保護3法の特別法¹⁾に位置付く
- ・当初の利用範囲は社会保障・税分野に限定するも、今後、利用範囲の拡大が予測される
- ・EUデータ保護指令などの②国際的整合に準拠する
- ・住基ネット最高裁判所判決で示された判断の主旨を踏まえる。それに加え、番号情報はより秘匿性の高い情報が含まれる可能性があるため、さらに③高い安全性を確保する。

2. 国民の懸念への対応

- ・国家への懸念
- ・個人情報の突合・追跡に対する懸念
- ・財産その他の被害への懸念

注1)

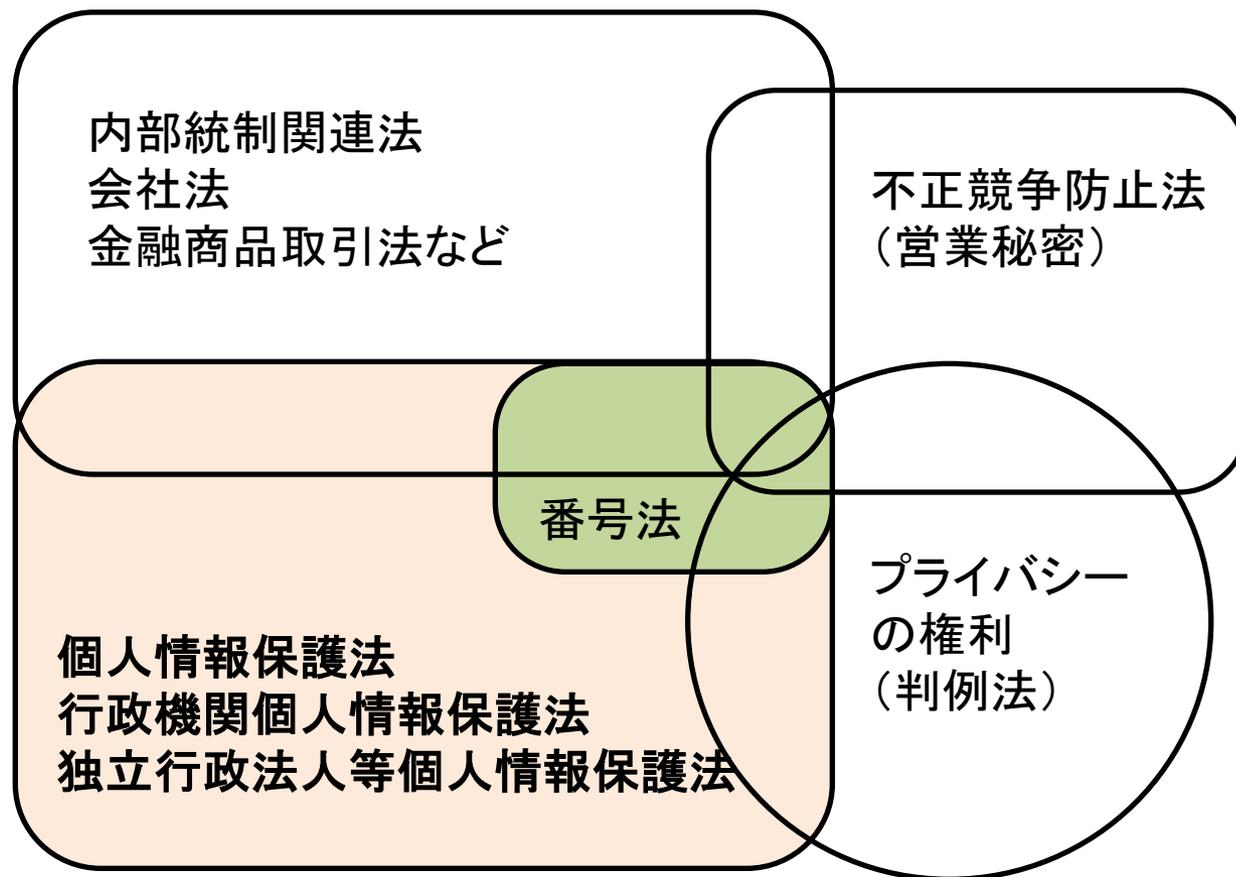
個人情報保護3法とは、個人情報保護法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の総称

第三者機関による監視、法令上の規制等措置・罰則強化、
自己情報へのアクセス記録の確認

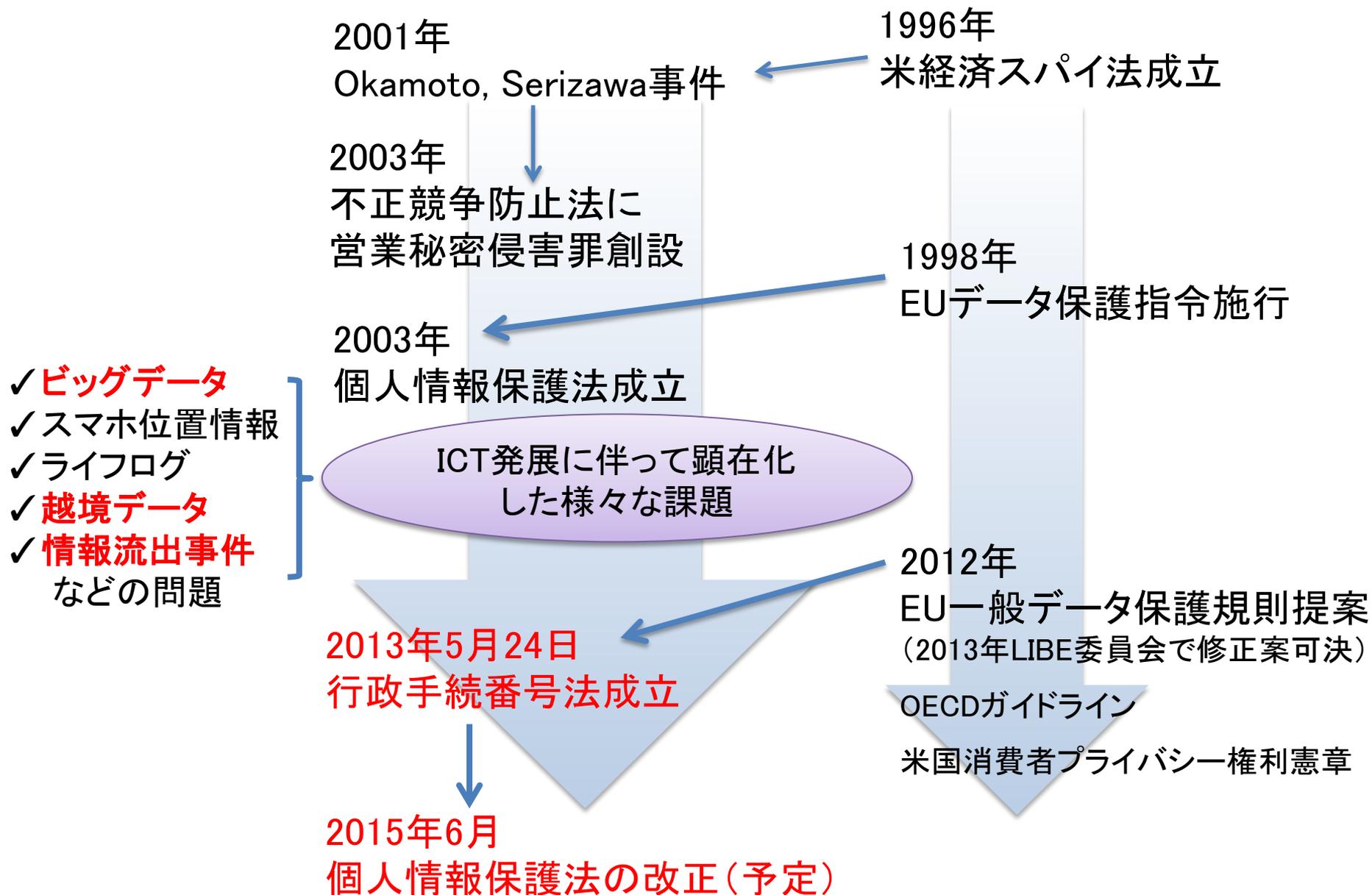
① 現行の個人情報保護3法の特別法

番号法は、個人情報保護法・行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法の特別法

⇒番号法の規定が優先され、規程のないものは各法に遵う



②国際的整合に準拠



国際的整合にこだわる理由

2013年6月14日、「世界最先端IT 国家創造宣言」が閣議決定

「(1)オープンデータ・ビッグデータの活用の推進」の中の「② ビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進」の中で、「プライバシーや情報セキュリティ等に関するルールの標準化や国際的な仕組み作りを通じた利便性向上及び国境を越えた円滑な情報移転が重要」と指摘。



EUデータ保護指令25条1項:

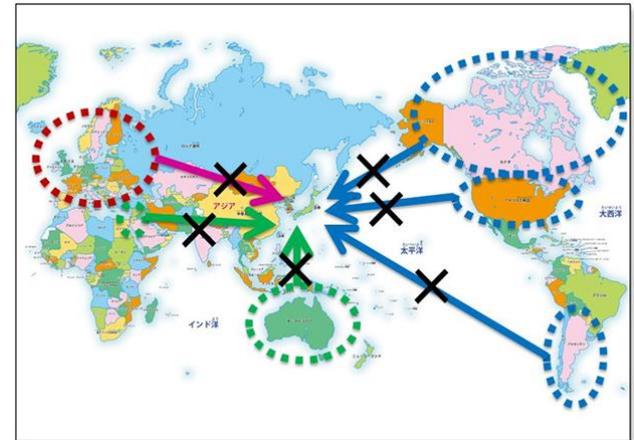
(1995年10月24日採択, 98年10月24日発効)

第三国が「十分なレベルの保護」(adequate level of protection)を確保している場合に限りデータ移転を行うことができる。

※同指令は、EU加盟国28か国および欧州経済領域 (EEA)構成国であるノルウェイ、リヒテンシュタイン、アイスランドに対して同指令に従った国内法の整備を求める

※EUによりプライバシー保護の十分性を承認された11の国・地域からの日本への個人データの移転が原則として禁止されている。

(スイス、アメリカ・セーフハーバースキーム、カナダ、アルゼンチン、ガーンジー、マン島、ジャージー、フェロー諸島、アンドラ、イスラエル、ウルグアイ、ニュージーランド)



ビッグデータビジネスを通じて次世代産業として創出するためには、企業がデータ利用時に適法性を判断できる基準、及びこれを担保する制度の定立が必要

EUデータ保護指令とわが国の個人情報保護法の相違

①「個人データの第三国への移転:EUデータ保護指令25条及び26条の適用の実務文書
(以下「実務文書」)」
Working Document: Transfers of personal data to third countries: Applying Articles 25 and 26 of the EU data protection directive, 24 July 1998

②「オーストラリア2000年プライバシー修正(民間部門)法の欧州委員会への認定申請への
第29条作業部会の意見 (以下「オーストラリアへの第29条作業部会意見書」)
Article 29 Data Protection Working Party Opinion 3/2001 on the level of protection of the Australian Privacy Amendment (Private Sector) Act 2000, (5095/00/EN WP40 final) Adopted on 26th Jan. 2001

③2012年1月20日 欧州委員会「特に技術発展に焦点をあてた、新たなプライバシーの課題への異なる
アプローチの比較研究(以下「ECプライバシー研究報告」)」
European Commission, Comparative Study on Different Approaches to New Privacy Challenges, In Particular in the Light of Technological Developments, Final Report, 20 Jan. 2010.

	EUデータ保護指令	日本の個人情報保護法
監督機関	独立した監視機関が官民双方を監視 ※独立性要件	主務大臣が民間を監督 行政機関の監督機関はない
刑事罰	指令違反への法的制裁	事業者への行政行為
情報の種類	特別な種類のデータの取扱いを制限 ※人種、民族、政治的見解、宗教又は思想信条、 労働組合への加入、健康又は性生活に関する データの処理を禁止	情報の質による法律上の義務の違い はない ※個人情報＝特定の個人を識別する ことができる情報等
開示請求等	アクセス権、異議申立権など権利(rights)として規定	事業者の義務
第三国移転	「十分なレベルの保護」でない第三国への個人 データの移転を禁止	なし
適用の対象	個人、法人、公的機関等	5000超の個人データを保有する事業者
コンプライアンス	法令が事業者にとって「有効」に機能しているか	—

番号法における国際的整合

① 監視機関 ⇒ 特定個人情報保護委員会

EUデータ保護指令28条の「監督機関」⇒EU一般データ保護規則提案 第41条2項(b)

「独立した監督機関であり、データ保護ルールの遵守を確実にする責任を有し、欧州連合及び加盟国の監督機関が協力してデータ主体の権利行使を支援し、又は助言を行う」存在が、第三国又は国際機関の「保護レベルの十分性」認定の要件

番号法 ・完全なる独立性は「三条委員会」の設置形態で担保
・調査権限⇒「報告及び立入調査(52条)」、
・介入権限、司法的救済権限⇒「50、51及び54条」

② 制裁 ⇒ 罰則

EUデータ保護指令24条の「制裁」⇒EU一般データ保護規則提案 第78条「刑罰」

「本規則の条項への違反に適用する刑罰をルールとして規定」し、「刑罰は効果的(effective)で均衡が取れ(proportionate)、そして抑止的(dissuasive)」

番号法 ・67～77条に刑事罰を規定
(刑法、不正アクセス禁止法等の他の法律で対応できる行為態様は除く)

③ 事前の検査 ⇒ 特定個人情報保護評価

EUデータ保護指令20条の「事前の検査」

番号法 ・特定個人情報保護評価(26～28条)

①監視機関＝特定個人情報保護委員会

番号法に基づき2014年1月1日設置

任務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

○委員長1名・委員6名（合計7名）の合議制（平成26年中は委員長1名及び委員2名（計3名））

（個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む）

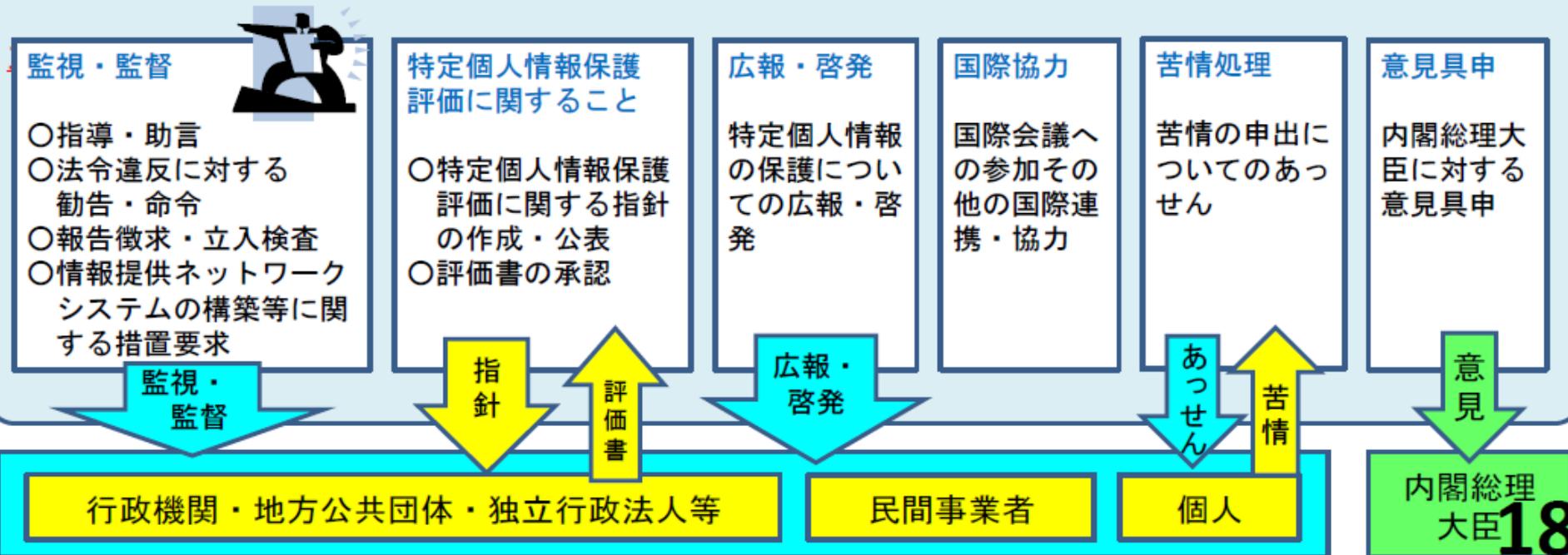
・委員長（常勤）堀部政男（元一橋大学法学部教授）

・委員（常勤）阿部孝夫（前川崎市市長）

・委員（非常勤）手塚 悟（東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授）

○委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）

○任期5年・国会同意人事



①特定個人情報保護委員会の所掌事務と独立性

内閣府設置法第49条第3項の規定に基づいて、特定個人情報保護委員会を設置する。(第36条) → いわゆる三条委員会

所掌事務(第38条)

- (1) 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての斡旋(38条1項1号)
- (2) 特定個人情報保護評価(同2号)
- (3) 特定個人情報の保護に関する広報及び啓発、調査及び研究(同3、4号)
- (5) 国際協力(同5号)
- (6) 上記の他、法令に基づき委員会に属させられた事務

職権行使の独立性

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。(第39条)

①特定個人情報保護委員会の権限

報告・立入検査(52条)

委員会は、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査を行うことができる

助言・指導(50条)

委員会は、必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱い及び特定個人情報とともに管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる

勧告・命令
(51条1項、2項)

委員会は、特定個人情報の取扱いに関して違反行為をした者に対し、当該違反行為の中止等を勧告及び勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる

緊急の命令(51条3項)

51条3項は通常の命令と異なり、勧告を経ずに命令することができる。

- ・虚偽報告・報告懈怠は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(74条)
- ・命令違反は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金(73条)

②番号制度における安全・安心のための措置

番号制度に対する国民の懸念

- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が外部に**漏えい**するのではないかといった懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念



制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



②制裁・罰則

行為態様ごとの罰則の適用関係

個人情報保護WGでは、ICカード不正取得や偽造など、様々な行為態様について罰則を検討

		番号法(仮称)	犯罪収益移転防止法	携帯電話不正利用防止法	刑法					各税法	不正アクセス禁止法
					文書偽造等	虚偽公文書作成等	電磁的記録不正作出	詐欺	窃盗		
漏示・不正利用	データベースの提供	○									
	「番号」個人情報の提供又は盗用	○									
情報の不正取得	行政機関の職員等による職権濫用かつ職務目的外の「番号」個人情報の収集	○									
	詐欺行為・不正アクセス行為等による「番号」個人情報の取得	○									
成りすまし	本人確認における他人のICカードの利用		○(注2) (口座開設、不動産売買等)	○ (携帯電話契約)							
	他人の氏名・「番号」による社会保障給付の受給						○				
	他人の氏名・「番号」を用いての税務申告								○		
改ざん	行政機関の保有するデータベース・ファイル等の偽造					○	○				
	事業者の保有するデータベース・ファイル等の偽造	○					○				
ICカード関係	ICカードの不正取得							○	○		
	ICカードの偽造				○						
その他	不正アクセス行為										○

(注1) 本資料は、番号制度において想定される主な不正行為に対し、どのような罰則が適用され得るかを模式的に示すイメージ図であり、○印が付された罰則が必ず成立するわけではないし、また、事案によっては、○印が付されていない罰則が成立することもあり得る。

(注2) ICカードが犯罪収益移転防止法上の本人確認書類として利用可能となる場合を想定している。 出所：第5回個人情報保護ワーキンググループ、2012年5月18日資料

②制裁・罰則 罰則の強化

住基ネット訴訟最高裁判決で目的外利用、情報漏洩等の刑事罰が合憲の要件であること、また番号法で扱う情報は保護性が高いことから、罰則の強化が図られている。

	行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、 特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—	—	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、 個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、 職権を濫用して 特定個人情報記録された 文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	
6	委員会の 委員等が 、職務上知り得た 秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、 委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他 不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金	

③ 事前の検査 ⇒ 特定個人情報保護評価

特定個人情報保護評価(27条)は、諸外国で実施されているプライバシー影響評価(Privacy Impact Assessment, PIA)と同様のものであり、特定個人情報保護委員会で規則を定めている。

行政機関の長等（行政機関の長、**地方公共団体の機関**、独立行政法人等、地方独立行政法人など）は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを**保有する前に、特定個人情報保護評価**を実施することが原則義務付けられる。（番号法第27条）

特定個人情報保護評価とは

- 特定個人情報ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みをいい、米・加・豪・英等の諸国で行われているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するもの。
- 具体的には、特定個人情報を保有することでどのようなりスクがあり、そのリスクをどのようにして軽減・緩和しているかを、**自ら所定の様式の評価書に記載し、公表するもの。**

マイ・ポータル

法律施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)を設置する。(附則6条5項)



マイ・ポータル (イメージ)

情報提供記録表示

自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能(附則第6条第5項)

自己情報表示

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能(附則第6条第6項第1号)

プッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能(附則第6条第6項第2号)

ワンストップサービス

行政機関などへの手続を一度で済ませる機能(附則第6条第6項第3号)

番号法の成立後の経緯

2013年5月24日、番号法成立

附則第6条： 施行後3年を目途として、下記3項目の必要があると認めるときは「所要の措置を講ずる」

- ①個人番号の利用の範囲の拡大、
- ②情報提供ネットワークシステムを使用したと特定個人情報の提供の範囲の拡大、
- ③特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムの活用、など

2013年6月14日 「世界最先端IT 国家創造宣言」が閣議決定

2013年9月2日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
第1回パーソナルデータに関する検討会
※2014年12月19日までに13回開催

2014年6月24日 パーソナルデータの利活用に関する 制度改正大綱

2015年3月10日 閣議決定
「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」



現在、国会で審議中

個人情報保護法、番号法の改正案の全体像

個人情報保護法

個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正
 ○個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）を特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

番号利用法

特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に係る制度改正
 ○金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充
 ⇒預貯金口座への付番、保健事業（メタボ健診等）に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

個人情報保護法の改正のポイント

1. 個人情報の定義の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の定義の明確化（身体的特徴や個人に発行される符号等が該当） ・要配慮個人情報（仮称、いわゆる機微情報）に関する規定の整備 	<ul style="list-style-type: none"> → 特別な種類のデータの取扱いの制限
2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保	<ul style="list-style-type: none"> ・匿名加工情報（仮称）に関する加工方法や取扱い等の規定の整備 ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備 	<ul style="list-style-type: none"> → 匿名化情報の利用に関する判断基準 ⇒「委員会規則」
3. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務） ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設 	<ul style="list-style-type: none"> → 刑事罰の創設
4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化 	<ul style="list-style-type: none"> → 監督機関の設置 ⇒「委員会規則」
5. 個人情報の取扱いのグローバル化	<ul style="list-style-type: none"> ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備 ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備 	<ul style="list-style-type: none"> → 第三国移転の制限 越境データ問題対応
6. その他改正事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化 ・利用目的の変更を可能とする規定の整備 ・取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> → 個人・小規模事業者 出訴可能な開示請求権

出典：内閣府大臣官房番号制度担当室作成法案概要資料（2015年2月16日）に著者コメントを加筆

マイナンバーの利用範囲の拡大等について

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅(低所得者向け)の管理に加えて、特定優良賃貸住宅(中所得者向け)の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

【参考】

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成25年6月14日閣議決定) 抄

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

医療に番号制、18年度から

政府決定、マイナンバー連動、医者ら情報共有、二重投薬・検査なくす。

「政府は29日、カルテや診療報酬明細(レセプト)などの医療情報に番号制度を導入する方針を正式に決めた。税と社会保障の共通番号(マイナンバー)のシステムと医療関連のシステムを連動させる仕組みを、2018年度から段階導入。医者らが個人の診療結果や処方薬の情報を共有できるようにして、二重の投薬や検査を避ける。戸籍や旅券、自動車登録などにも共通番号を幅広く活用して国民の利便性を高める方針を確認した。」

(出典:日本経済新聞2015年5月30日朝刊)

政府の新成長戦略のIT活用策

- ・カルテ、レセプトとの連動→投薬・検査の効率化、創薬・治療技術開発
- ・マイナンバーカードを健康保険証として使用(17年7月～)
- ・マイナンバーと連動した医療番号制度の創設(18年開始、20年本格運用)
- ・健康情報を民間事業者に委託管理する制度の創設(16年に新法制定)
- ・戸籍、旅券、自動車登録などへの活用(18年に法改正)

特定個人情報保護委員会の改組

1. 個人情報全般の保護への所掌事務拡大

現状

- マイナンバーについて
- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
 - ・特定個人情報保護評価
 - ・保護に関する広報・啓発
 - ・海外機関との連携・国際協力 等



マイナンバーの事務は引き続き実施しつつ、新たに個人情報全般の適正な取扱いの確保に所掌を拡大

改組後

- マイナンバーについて
- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
 - ・特定個人情報保護評価
 - ・保護に関する広報・啓発
 - ・海外機関との連携・国際協力 等

+

- 個人情報全般について
- ・適正な取扱いの確保のための監督
 - ・認定個人情報保護団体の監督
 - ・個人情報全般に関する広報・啓発
 - ・個人情報の取扱いに関するグローバル化への対応 等

※行政機関等が保有する個人情報の取扱いに関する総務大臣の権限・機能等と委員会の関係については、総務省の研究会において検討中。

2. 組織形態

- ・特別職の委員長及び委員からなる合議制の第三者機関
- ・委員は、国会の同意を得て任命(国会同意人事)され、独立して職権を行使
- ・所掌事務の拡大に伴う体制の強化

【参考】

わが国の個人情報保護委員会への示唆

2011年8月10日～13日 トロントを訪問(IPC Office、CHEO、Kids Media Centerを調査)

Information and Privacy Commissioner of Ontario

Dr. Ann Cavoukian ⇒「Privacy by Design」提唱者

(1) Commissionerの職責

プライバシー保護と情報公開の両分野について、
独立した法執行機関として、官民双方を監視

- ・法の遵守監視と執行
- ・国民への情報提供、教育啓発、事業者の相談(例:CHEO)
- ・プライバシー影響評価と検査 (官民双方)など

(2) Commissionerの権限

- ・強制調査権＝市民からの不服申立に関する調査
- ・自己付託による調査、勧告、命令、訴訟提起と参加

(3) Commissioner Office

- ・140人のスタッフ中、約70名はプライバシー、約70名は情報公開
- ・行政機関との人事交流あり(情報公開担当の副委員長は行政出身)
- ・年間予算は約14億円(2010-11年度)、ほとんどは職員の人件費



参考: イギリス インフォメーション・コミッショナー制度

ウィルムズローに所在、人員327人(IOCが独自採用)、年間予算は約30億(2017万£、2009-10年)

※出典: 石井夏生利「英国におけるインフォメーション・コミッショナーの組織と権限」2010年8月21日、17頁。

むすびにかえて ー企業の番号法コンプライアンスのあるべき姿ー

(1) 親会社に情報法CPの責任者・専門部署を設置、専門家の養成

情報法の特徴＝多面的、重層的かつファジーで適法性判断が難しい

改正会社法 ＝ グループ管理の強化

- ・企業グループ内にCIO、CPOなどの責任者と専任管轄部署を設置し、個々の事案について**グループ内で統一的な判断**を行う、長期的視座で**情報法の専門家を養成**する。
- ・改正個人情報保護法、番号法に対応した、**企業グループ横断的な規程を策定**。特にグローバル企業の場合は、**国際水準に準拠したルール**の定立。
例:「お客様のいやがることはしない」ルール (ヒューレット・パッカード社)
- ・役員・従業員教育、モニタリング、見直しの**「PDCAサイクル」による継続的改善**
- ・**クライシス対応体制**の確立。特にEU域内で事業を行っている企業は24時間以内の対応完結(ネガティブ情報収集、監督機関への報告、本人への連絡等)が求められる。

(2) 番号法における「特定個人情報」は別枠管理

特定個人情報は、目的外利用と情報漏洩の防止を主眼にいた「別枠」管理を行う。

(詳細は石川先生の講義を参照)

(4) 従業員等のモチベーションを高める経営

技術的に漏洩を完全に防止することは困難。企業はプライバシーに配慮した監視を行うとともに、従業員等がこの会社で働き続けたいと思う**「モチベーション」を高めるための経営努力**を行う必要がある。